北海道

北海道の一般廃棄物の不法投棄の状況について

一般廃棄物不法投棄実態調査

（令和５年度（２０２３年度）実績）

令和７年（２０２５年）３月

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

Ⅰ　一般廃棄物不法投棄実態調査について

１　目的

本調査は、「北海道廃棄物処理計画」に基づき、市町村の不法投棄防止の取組状況に係る情報を収集し市町村に提供するとともに、「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」等において不法投棄等の対策に関する効果的な手法、施策について検討するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

２　方法

道内１７９市町村へ調査票を配付し、状況をとりまとめた。

３　調査対象期間

令和５年（２０２３年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日

４　調査項目

（1）不法投棄の件数
- ごみの種類別の不法投棄件数
- 投棄場所別の不法投棄件数
- 投棄者別の不法投棄件数
- 措置状況別の不法投棄件数

（2）品目別の不法投棄量
（3）市町村が支出した不法投棄ごみの処理費用
（4）市町村における不法投棄対策の実施状況

【参考】

〇北海道廃棄物処理計画【第５次】（令和２年（２０２０年）３月策定）

（道の主な施策）（抜粋）

① 残存する不法投棄等の不適正処理の状況を的確に把握し、状況に応じた対策を検討の上、原状回復に向けて計画的に対応します。

② 北海道警察、海上保安庁等により構成される「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。

〇廃棄物の投棄禁止違反の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

第二十五条　五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこの併科

第三十二条　法人の罰金
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、投棄禁止の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して罰金刑（三億円以下の罰金）を科す。

Ⅱ　調査結果

１　不法投棄の件数

令和５年度（２０２３年度）に道内の市町村において把握した一般廃棄物の不法投棄の件数は、７,６６０件で、前年度と比べ８７２件の減少となった。

なお、過去１０年間の推移をみると、不法投棄の件数は、平成２６年度（２０１４年度）より減少に転じ、平成２７年度（２０１５年度）以降は７～９千件前後で推移している。

図１　不法投棄件数の推移　（単位：件）

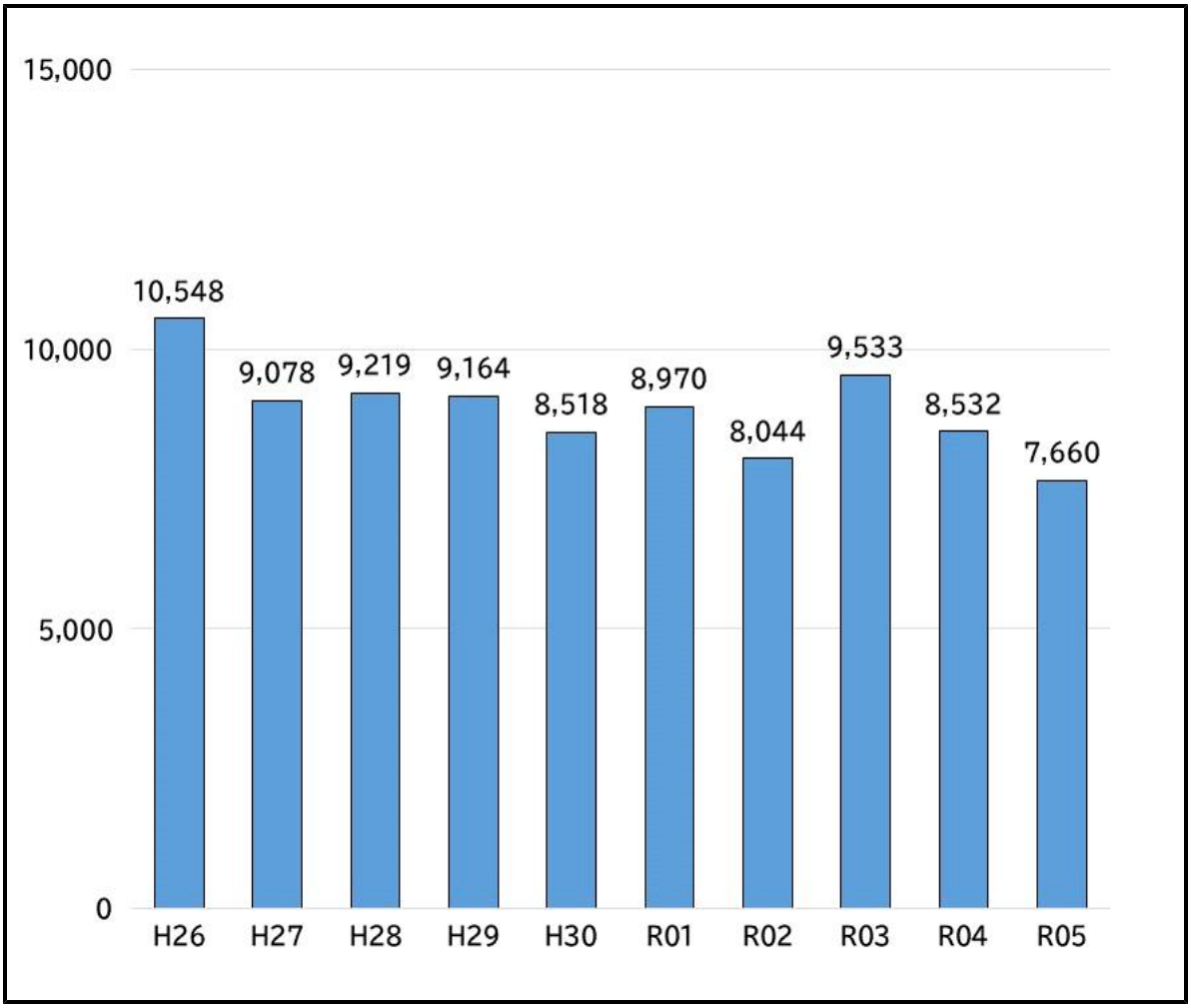

２　不法投棄ごみの種類

本調査では、家庭から発生する「生活系ごみ」と、事業場から発生する「事業系ごみ」に分類し、生活系ごみは更に次のとおり分類している。

・収集ごみ：市町村がごみステーションなどで収集しているごみ
・粗大ごみ：大型の固形廃棄物で、市町村の指定ごみ袋に入らないもの
・混合ごみ：収集ごみと粗大ごみが混ざっているもの

令和５年度（２０２３年度）の一般廃棄物の不法投棄において、ごみの種類が特定されたものは、全体の７３．４％であり、そのうち生活系収集ごみが３，３２６件、生活系粗大ごみが１，３９２件、続いて、生活系混合ごみが７７５件、事業系ごみが１２８件であった。

平成２７年度（２０１５年度）までは、ごみの種類として①生活系粗大ごみ、②生活系混合ごみ、③生活系収集ごみ、④事業系ごみの順番に件数が多い傾向にあったが、平成２８年度（２０１６年度）からは生活系収集ごみの件数が最も多く、次いで生活系粗大ごみ、生活系混合ごみ、事業系ごみの順となっている。

表１　不法投棄ごみの種類

ごみの種類 / 年度	生活系			事業系ごみ	不明	合計
	収集ごみ（構成比(%)）	粗大ごみ（構成比(%)）	混合ごみ（構成比(%)）	（構成比(%)）	（構成比(%)）	
令和5年度（2023年度）	**3,326（43.4%）**	**1,392（18.2%）**	**775（10.1%）**	**128（1.7%）**	**2,039（26.6%）**	**7,660**
令和4年度（2022年度）	3,867（45.3%）	1,379（16.2%）	898（10.5%）	110（1.3%）	2,278（26.7%）	8,532
令和3年度（2021年度）	3,865（40.6%）	1,282（13.5%）	700（7.3%）	175（1.8%）	3,511（36.8%）	9,533
令和2年度（2020年度）	1.842（22.9%）	1,642（20.4%）	886（11.0%）	166（2.1%）	3,508（43.6%）	8,044
令和元年度（2019年度）	2,887（32.2%）	1,586（17.7%）	823（9.2%）	122（1.4%）	3,522（39.6%）	8,970

※ 四捨五入により、構成比の合計が100%とならない場合がある

図２－１　ごみの種類別の不法投棄件数の推移　（単位：件）

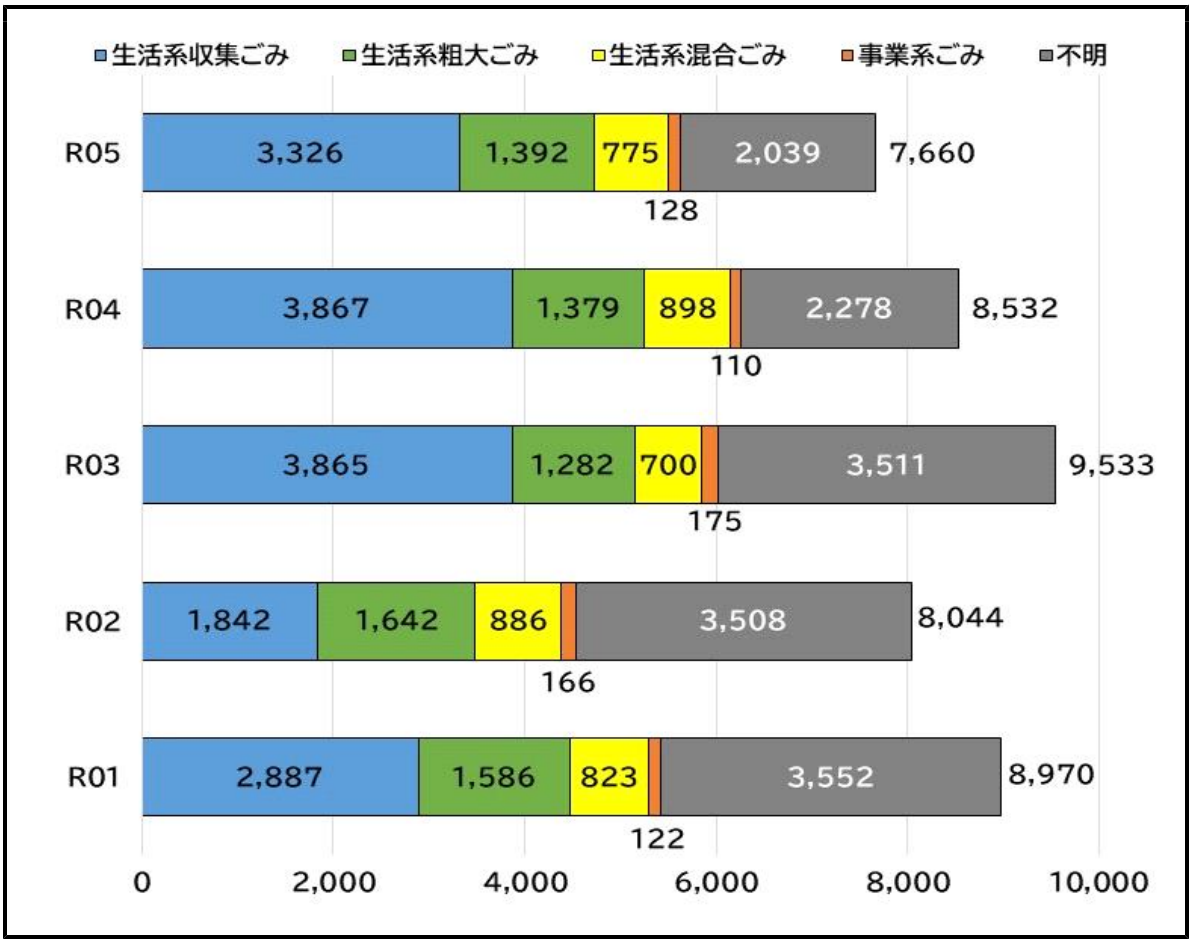

図２－２　全体に占める生活系ごみの種類の割合推移（事業系・不明を除く）　（単位：%）

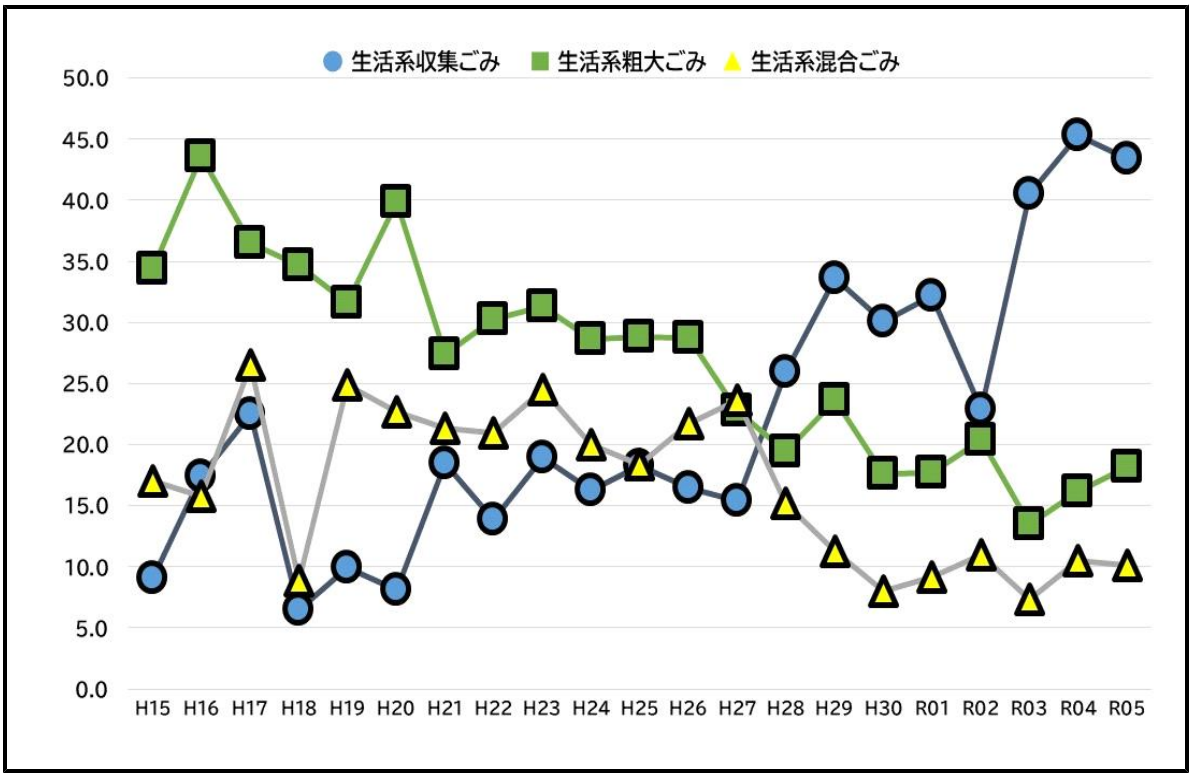

３　不法投棄ごみの量

（1）ごみの重量

令和５年度（２０２３年度）の一般廃棄物の不法投棄のうち、ごみの重量を把握した件数及びその重量は、次のとおりである。

重量を把握した１，３５０件(総件数の約１７．６％)の重量合計は約２３０．０トンであり、一件当たりの重量は約１７０．４キログラムであった。

表２　種類別の不法投棄重量

項目＼ごみの種類		生活系 収集ごみ	生活系 粗大ごみ	生活系 混合ごみ	事業系ごみ	不明	合計
総件数	R5	**3,326**	**1,392**	**775**	**128**	**2,039**	**7,660**
	R4	3,867	1,379	898	110	2,278	8,532
重量を把握した件数	R5	**216**	**464**	**383**	**52**	**235**	**1,350**
	R4	642	611	299	26	257	1,835
上記重量(t)	R5	**8．5**	**35.1**	**156.1**	**11.2**	**19.1**	**230.0**
	R4	10.2	29.5	141.1	3．1	6．7	190.8
一件あたりの重量(kg)	R5	**39.2**	**75.6**	**407.7**	**215.2**	**81.4**	**170.4**
	R4	15.9	48.2	471.9	117.7	27.1	104.0

（2）品目別の不法投棄量

令和５年度（２０２３年度）における一般廃棄物の不法投棄ごみ量について、品目別では、廃タイヤが最も多く３，５８４本、続いて廃家電（家電リサイクル法対象品目）が１，５５９台、廃家電（小型家電リサイクル法対象品目）が２８４台（うち廃パソコン１０５台)、廃バッテリーが１６５台、廃家電（家電・小型家電リサイクル法対象外品目）が１３１台、廃自動車が６台であった。

前年度と比較すると、廃タイヤ、廃家電のうち廃パソコンが減少した。

また、これらの品目以外では、家具、布団、消火器、自転車、じゅうたん、ストーブの不法投棄が比較的多数見られており、その他市町村の指定ごみ袋に入ったごみなどの報告もあった。

表３　品目別不法投棄量

年度＼品目	廃タイヤ［本］	廃バッテリー［台］	廃自動車［台］	廃家電［台］ 家電リサイクル法対象品目	廃家電［台］ 小型家電リサイクル法対象品目	廃家電［台］ うち廃PC	廃家電［台］ 左記以外の廃家電
令和５年度	**3,584**	**165**	**6**	**1,559**	**284**	**105**	**131**
令和４年度	4,510	124	4	1.532	178	130	127

品目として不法投棄の多い廃タイヤや廃家電の経年変化を見ると、全体的に減少傾向にある。

図３　廃タイヤと廃家電製品の経年推移

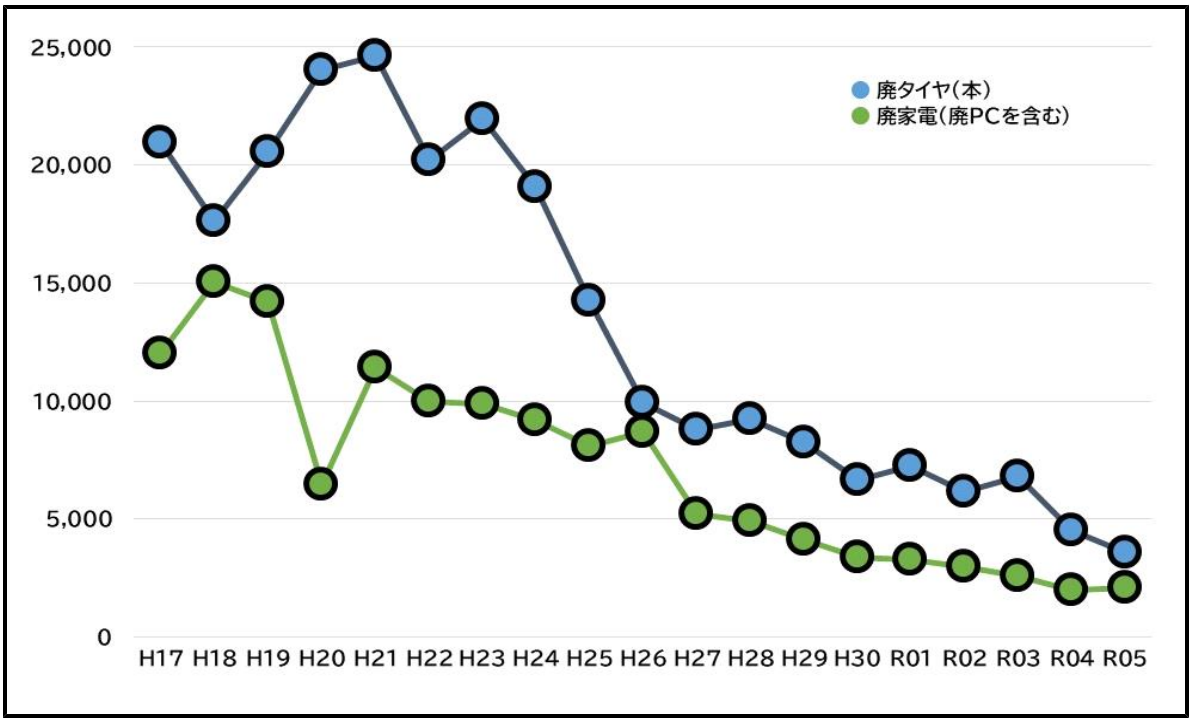

【参考】関連する個別リサイクル法の制定
・家電リサイクル法　平成10年(1998年)
・自動車リサイクル法　平成14年(2002年)
・小型家電リサイクル法　平成24年(2012年)

４　投棄場所

令和５年度（２０２３年度）に一般廃棄物の不法投棄が確認された場所は、公道が４，０７７件と最も多く、続いて、ごみ収集場所２，２６２件、その他公有地７０７件、山林では民有と公有を合わせ１７９件、民有地２８９件、河川用地１４６件であり、前年度と比較すると、全ての投棄場所において件数が減少した。

表4　投棄場所の内訳

投棄場所／年度	民有地（構成比(%)）	山林（民有地）（構成比(%)）	山林（公有地）（構成比(%)）	公道（構成比(%)）	河川用地（構成比(%)）	ごみ収集場所（構成比(%)）	その他公有地（構成比(%)）	合計
令和５年度	**289 (3.8%)**	**53 (0.7%)**	**126 (1.6%)**	**4,077 (53.2%)**	**146 (1.9%)**	**2,262 (29.5%)**	**707 (9.2%)**	**7,660**
令和４年度	310 (3.6%)	97 (1.1%)	211 (2.5%)	4,196 (49.2%)	225 (2.6%)	2,655 (31.1%)	838 (9.8%)	8,532
令和３年度	334 (3.5%)	106 (1.1%)	179 (1.9%)	5,157 (54.1%)	279 (2.9%)	2,613 (27.4%)	865 (9.1%)	9,533
令和２年度	459 (5.7%)	116 (1.4%)	190 (2.4%)	5,198 (64.6%)	206 (2.6%)	962 (12.0%)	913 (10.6%)	8,044
令和元年度	443 (4.9%)	71 (0.8%)	479 (5.3%)	4,937 (55.0%)	150 (1.7%)	2,135 (23.8%)	755 (8.4%)	8,970

図４　投棄場所内訳の推移　（単位：件）

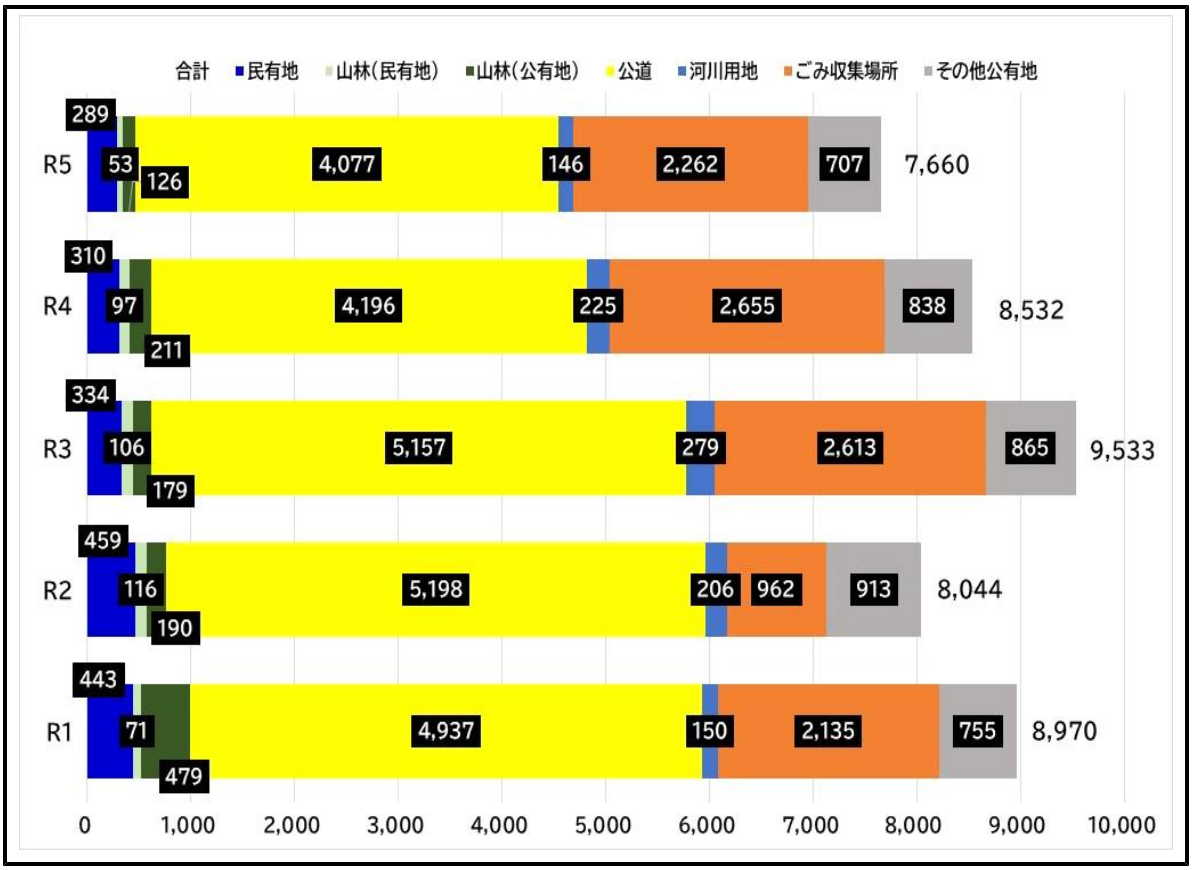

5　投棄者

令和５年度（２０２３年度）の一般廃棄物の不法投棄において、投棄者が特定されたものは７５８件（９．９％）で、そのうち住民による投棄が７２９件と約９６．１％を占め、事業者による投棄は２９件であった。

また、過去５年間の推移をみると、大部分は投棄者が不明となっており、いずれの年度についても投棄者が特定されたもののうち、住民による投棄が事業者による投棄より多くなっている。

表5　投棄者別不法投棄件数

年　　度	投棄者件数等	住　　民	事　業　者	不　　明	合　　計
令和５年度	**件　　数** **(構成比(%))**	**729** **(9.5%)**	**29** **(0.4%)**	**6,902** **(90.1%)**	**7,660**
令和４年度	件　　数 (構成比(%))	1,119 (13.1%)	145 (1.7%)	7,268 (85.2%)	8,532
令和３年度	件　　数 (構成比(%))	838 (8.8%)	34 (0.4%)	8,661 (90.9%)	9,533
令和２年度	件　　数 (構成比(%))	979 (12.2%)	67 (0.8%)	6,998 (87.0%)	8,,044
令和元年度	件　　数 (構成比(%))	425 (4.7%)	25 (0.3%)	8,520 (95.0%)	8,970

※ 四捨五入により、構成比の合計が100%にならない場合がある

図５　投棄者別不法投棄件数の推移　　（単位：件）

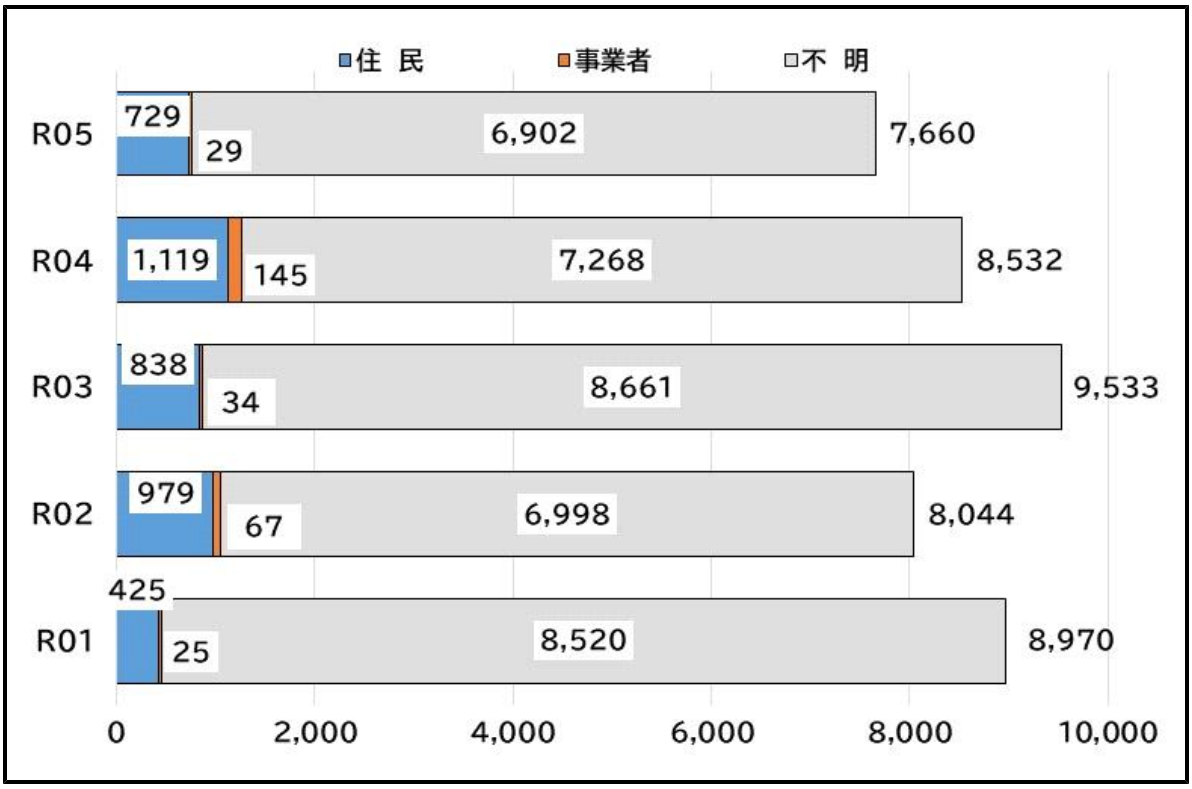

６　措置状況

一般廃棄物の不法投棄物については、多くが市町村によって撤去等の措置が取られている。

令和５年度（２０２３年度）の措置状況では、市町村により措置されたものが４，０８８件と全体の８９．９％を占めており、続いて土地所有者に撤去指導等を行い措置されたものが１５１件（３．３％）、警察の対応により措置されたものが９９件（２．１％）、投棄者に対し撤去指導を行い措置されたものが２０７件（４．５％）であった。

表６　不法投棄ごみの措置状況　（単位：件）

対応状況／年度	警察へ通報（うち措置済）	土地所有者に対する撤去指導等（うち措置済）	投棄者に対する撤去指導等（うち措置済）	市町村による撤去（予定含む）（うち措置済）	検討中	合計（うち措置済）
令和５年度	**163 (99)**	**173 (151)**	**233 (207)**	**7,266 (4,088)**	**14**	**7,849 (4,545)**
令和４年度	169 (122)	325 (315)	352 (348)	8,172 (4,687)	41	9,059 (5,472)
令和３年度	179 (150)	282 (255)	376 (343)	9,112 (6,112)	54	10,040 (6,860)
令和２年度	256 (206)	422 (376)	111 (77)	7,463 (6,608)	83	8,335 (7,267)
令和元年度	262 (212)	252 (228)	182 (113)	8,490 (7,996)	60	9,246 (8,549)

※ 複数回答を含むため、総数は、不法投棄総件数と一致しない

図６　不法投棄ごみの措置状況　（単位：件）

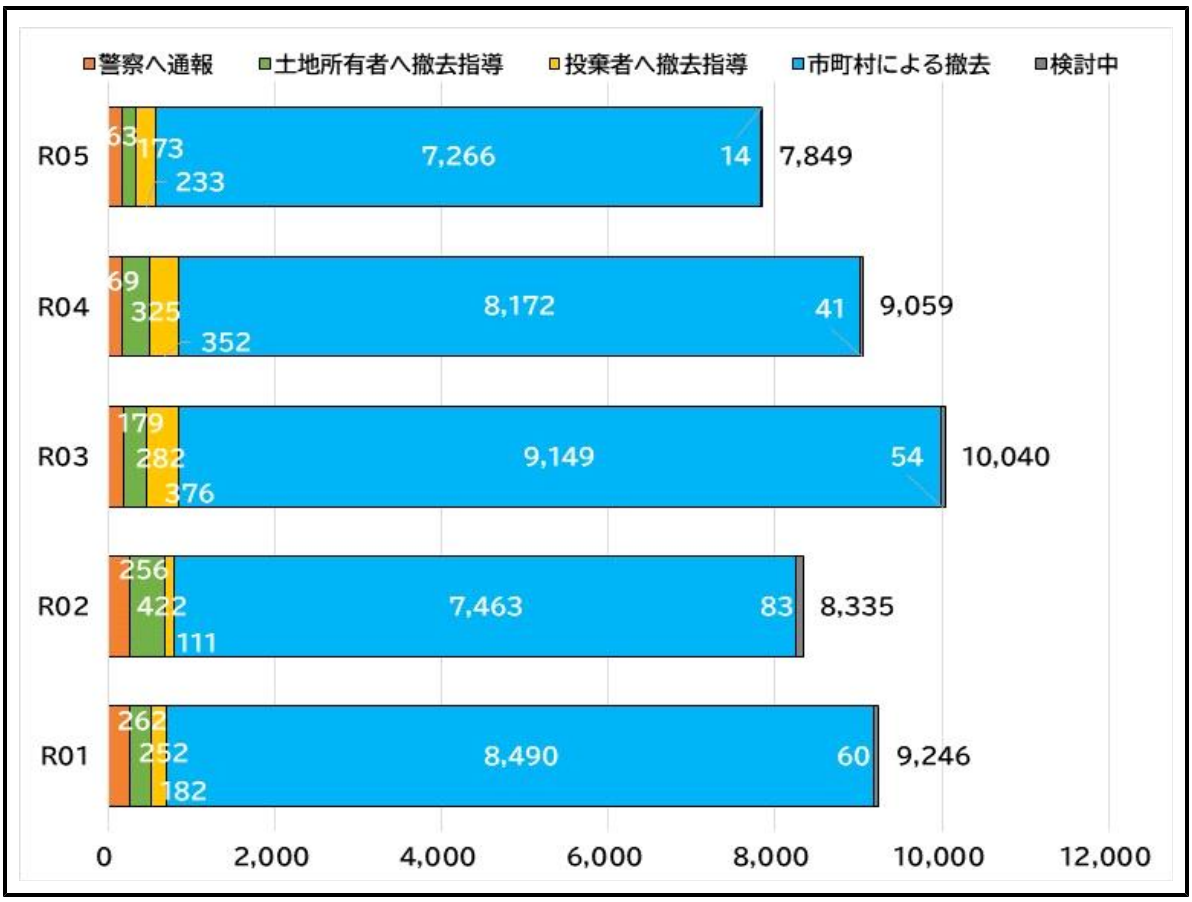

７　不法投棄ごみの処理費用

令和５年度（２０２３年度）に市町村が、一般廃棄物の不法投棄に係るごみの撤去･処理のために支出した総費用は、全道で約２，７３４万円、処理の一件あたりに要した費用については約６，６８８円で、前年度より増加した。

表７　市町村による不法投棄ごみの処理費用

年　　度	不法投棄ごみの撤去･処理費用	措置済み件数	一件あたり費用
令和５年度	**27,348,966(円)**	**4,088(件)**	**6,688(円)**
令和４年度	27,918,029(円)	4,687(件)	5,957(円)
令和３年度	38,811,204(円)	6,112(件)	6,350(円)
令和２年度	38,081,267(円)	6,608(件)	5,763(円)
令和元年度	38,859,727(円)	7,996(件)	4,860(円)

図７　市町村が支出した不法投棄ごみの撤去・処理費用の推移

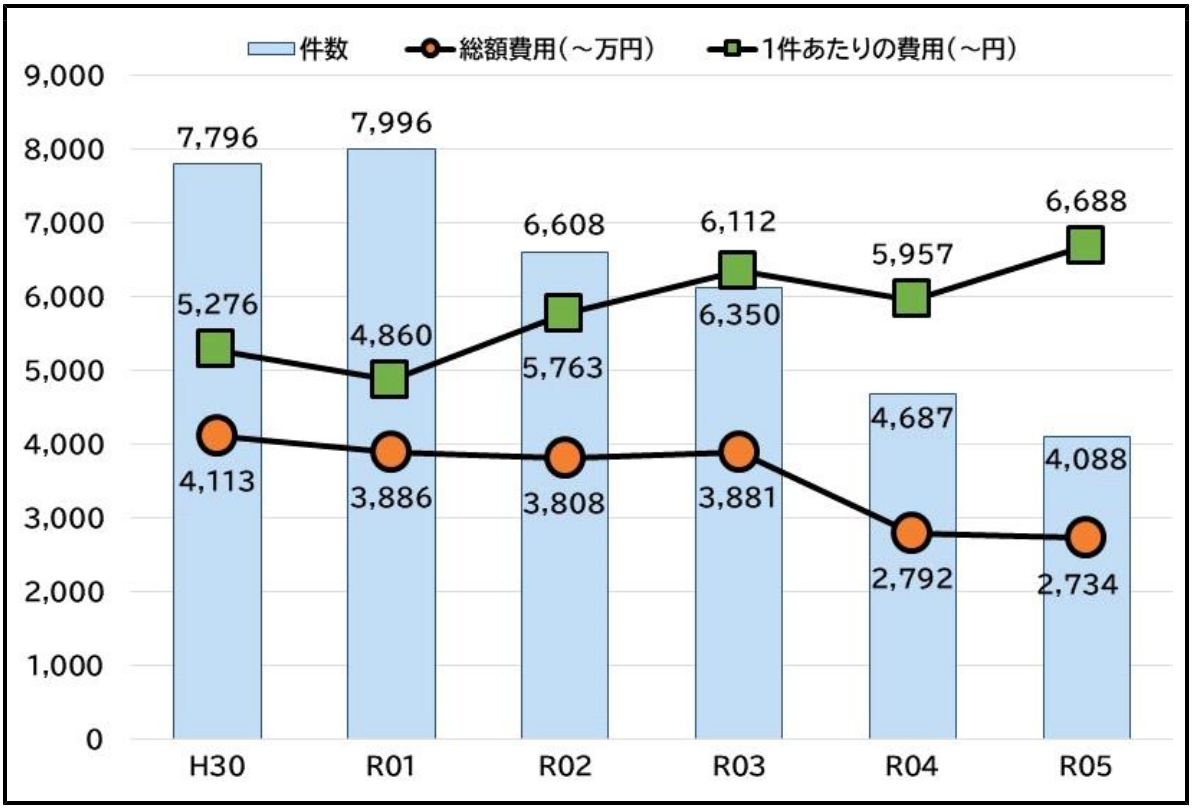

８　市町村における不法投棄防止に向けた対策の実施状況

令和５年度（２０２３年度）においては、全道１７９市町村のうち、１６９市町村で不法投棄防止に向けた取組を実施しており、内容としては、監視パトロール活動や一斉美化活動及び普及・啓発活動が多く、これらの取組を９割以上の市町村が実施している。

表８　市町村における不法投棄防止に向けた対策の実施状況

取　組　の　内　容	令和５年度	令和４年度
	実施市町村数（実施率）	
ア　自治体職員、地域住民、ＮＰＯ等による集中的な監視パトロール活動	**137（76.5%）**	139（77.6%）
イ　一斉美化活動の実施	**123（68.7%）**	112（62.6%）
ウ　リデュース、リユース、リサイクル活動の実施	**41（22.9%）**	41（22.9%）
エ　ポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発	**130（72.6%）**	127（80.0%）
オ　シンポジウム、セミナー、講演会の開催	**5（ 2.8%）**	5（ 2.8%）
カ　研修会、施設見学会、環境教育活動の実施	**22（12.3%）**	24（13.4%）
キ　パネル展示などのキャンペーン活動	**15（ 8.4%）**	13（ 7.3%）
ク　その他（違反ごみへのステッカー貼付など）	**59（33.0%）**	20（11.2%）
ア～クのいずれかの取組	**169（94.4%）**	171（95.5%）

【参考】不法投棄等の罰則の強化（平成１２年（２０００年）以降の主な法改正の変遷）

○平成１２年（２０００年）

・不法投棄に対する罰則を、五年以下の懲役又は千万円（産廃・法人は一億円）以下の罰則に引き上げ

・無確認輸出に対する罰則を、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰則に引き上げ

○平成１５年（２００３年）

・不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設

・不法投棄に対する罰則を一般・法人についても一億円以下の罰金に引き上げ

○平成１６年（２００４年）

・不法投棄目的の収集運搬に対する罰則の創設

・不法焼却に対する罰則を、五年以下の懲役又は千万円（法人一億円以下）の罰金に引き上げ

○平成１７年（２００５年）

・無許可営業や事業範囲変更等に対し、法人重課（一億円）を創設

・無確認輸出に対する罰則を、五年以下の懲役又は千万円以下の罰金に引き上げると共に、法人重課（一億円）を創設

・無確認輸出の未遂罰、予備罪を創設

○平成２２年（２０１０年）

・従業員等が不法投棄等を行った場合は、当該従業員等の事業主である法人に課せられる量刑を三億円以下の罰金に引き上げ